

## 組合員について

### 1 組合員の範囲

公立学校共済組合は、県及び市町村の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学等の公立学校の職員、並びに県教育委員会事務局職員及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をもって組織され、次に掲げる範囲の者が組合員となります。

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法第 28 条の 4 に規定する再任用職員（常勤再任用職員）を含む。）
- (2) 常勤に服することを要しない地方公務員のうち
- ア 地方公務員法第 27 条第 2 項に規定する休職処分を受けた者、又は同法第 29 条第 1 項に規定する停職処分を受けた者
  - イ 地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 5 項の規定により休職者とされた者
  - ウ 教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定により大学院修学休業をしている者
  - エ 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしている者
  - オ 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしている者
  - カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により派遣された者
  - キ 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている者又は同法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員（同法第 17 条の規定による勤務をしている者を含む。）
  - ク 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により派遣された者
  - ケ 雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、(1) の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月を超えるに至った者で、それ以降も引き続き当該勤務時間により勤務する者
- (3) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等の職員となるために退職した者（長期給付に関する規定についてのみ適用。）

- (4) 組合の役員及び組合に使用される組合から給与を受ける者のうち、常時勤務に服することを要する者及び常時勤務に服することを要しない者で、(2) のア、カ又はクに該当する者
- (5) 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者で、退職の日から起算して20日を経過する日までに、引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用することを希望する旨を共済組合に申し出た者（任意継続組合員）
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される職員に係る組合員資格は、採用時からとする。

## 2 組合員の種別

### (1) 一般組合員

次の(2)、(3)以外の組合員

### (2) 船員一般組合員

船員保険法第2条の規定による船員保険の被保険者である組合員

### (3) 任意継続組合員

1の(5)に該当する組合員

## 3 組合員資格の取得・喪失

- (1) 職員となった者は、その日から組合員の資格を取得します。（強制加入）
- (2) 職員が死亡、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。
- (3) 職員が他の共済組合又は健康保険の組合員、又は被扶養者となったときは、その日から、組合員の資格を喪失し、他の共済組合等の資格を取得することになります。
- (4) 任意継続組合員については、共済事務の手引き「資格編 任意継続組合員に関する手続き」を参照してください。